



自身はもう少し多いことが推定されます。しかし文書で残っているのが二十九件。そしてそのうち、先ほど申しましたように、調べて本当にそうだったから訂正するという形で訂正放送をいたしましたのが十六件でございます。

それから、二つ目の民事上の問題でございますが、権利侵害の訴訟はどうだったのか。同じく平成元年から六年までの六年で申し上げますと、たまたま元年はゼロ件でございますが、訴訟はトータルで二十二件ございます。結審したのもございまして、係属しているのもあるという状況でございます。

○守住有信君 これを多いと見るのか、非常に少ないと見るのか、これはいろいろ見方があると思えますけれども、最近の国民の権利意識の流れから見た場合、どうもちょっと少ないんじゃないか、何かそういう気がする。そしてもう一つは、訂正放送という法的な制度が果たして国民一般に広く知られておるかどうかと、私はこういう印象を持っておるわけでございます。

それで、これから私の意見も入りますけれども、せっかくマスメディア、ラジオ、テレビ、みずから媒体を持っておる。何も新聞広告というわけじゃない、みずから媒体を持っておられるのに、この訂正放送についての制度、仕組み、一人一人の国民の権利にもかかってくるわけですが、それがどうも余り知られていないんじゃないか。

やっぱり本当に一人一人の国民の権利を守るためには、今回のこの改正の内容も含めて、周知したり啓蒙したり、もちろん行政側もそうですが、もっと大事なのが放送事業者側のみずから律するという自律のあり方、私はこれが非常に大事だと思う。一方で報道の自由、これがあります。しかしもう一方では、一人一人の国民の権利というもの、これに対するバランス、これが非常に大事だと思うんです。

したがって、放送事業者の方も行政の方も、手法は違っても、みずから周知啓蒙

していく。それにつきまして、まず行政としては、今までの過去の印象を踏まえて、今回の改正につきましているいろいろ省令等もあると思えますけれども、今後どういふふうにしていこうかと思う。その次に、NHK、民放側としてどういふふうな、今は明確でなくとも、具体的な構想として周知啓蒙、国民の知る権利、国民に知らせる義務、これが私はあると思うんです。

この訂正放送というのは質的に非常に大事なもので、それだけ御答弁をお願いいたします。

○政府委員(江川晃正君) おっしゃいますことは私たちもよくわかりますし、承知しております。そこで、今回法律改正を通していただきましたらば、これを契機としまして、新たに訂正放送についての国民への周知というものをいろいろ展開していきたいと思いますところでございます。

例えば、政府広報の活用、政府のだれだれさんと対談するような話が一般にもございます。ああいうテレビ番組もございまして、それから何よりも郵政省自身としましては、情報通信月間、協会が主催する形になりますが、郵政省も一緒にやっていきます情報通信月間というものが五月上旬から六月上旬までは毎年やる仕組みがございまして、そういう中で、今回の法改正ができれば、

したら、まさにそれをテーマにしてシンポジウム、セミナーなどを開いて、訂正放送による国民の権利の確保というふうなことを含めまして大いに周知宣伝というのを図っていききたい、そう思っているところでございます。

たまたまことしは五月末から六月末というところ、この期間が設定されておりますから、ちょうどタイミング的にもいいところではないかなと思っております。ございまして、あらゆる機会を使いながらやっていききたい、周知を図っていききたい、そう考えておるところでございます。

○参考人(河野尚行君) 訂正放送制度を広く国民に理解していただくということは、先生御指摘のとおり、人権の意識の高揚、それからこの制度そ

のものの人権の保護という点からも極めて大切なことと考えておまして、私ももちいたしまして、メディアの中でどういふ形でこれをお伝えすることがこの訂正放送制度の趣旨、それからその背景を正確に知ってもらうことができるか検討してまいりたいと思っております。

例えばですが、私もほみずからメディアを検証するような番組もつくっておりますから、そういう番組等も一つの視野に入れてこれから総合的に検討してまいりたいと思っております。

○参考人(西田實君) 民放連では、今回の放送法改正の検討段階におきまして、放送計画委員会、放送基準審議会、報道委員会の三つの委員会、各社の関係者によりまして審議してまいりました。その過程におきまして、法改正の趣旨については十分に理解を深めてきたものと考えております。

各社ではこれまでも視聴者センターや考査部門を設置いたしまして外部からの苦情や訂正の申し入れにそれぞれ対応しておりますが、今回の法改正により請求期間が延長されるということに伴いまして、これまで以上に問い合わせの件数が増加することは避けられないと考えております。したがって、各放送事業者は法改正の趣旨を担当事者に徹底させると同時に、社内体制の見直しを進めていくものと認識しております。

また、今回の訂正放送制度をいかに視聴者に周知していくかということにつきましては、もう先生御指摘のとおりでございますので、何らかの方法で自社媒体を使って周知することを各社に検討していただくよう要請してまいりたいと考えております。

○守住有信君 大筋は承りました。それでもう一つは、今度は具体的に訂正放送の請求があつて、それを受けてさっきの例のように正確に精査されたというふうなこういうプロセスというのは、今まで期間が短かったのが長くなったというだけじゃなくて、これを機会に、どういふふうな内部の正確な事実に基づいてのチェッ

クといひますか、客観的な審査というのか、これをどういふふうな、実際にはよく知らないものだから、ちょっと御説明いただければ、皆さん方も御関心のところですから、イメージが出るような御説明をしていただければありがたいと思います。

○参考人(河野尚行君) 放送にしましてはいろいろな形で視聴者から放送局に問い合わせがあるんですが、普通の問い合わせにつきましては、私どもとしては視聴者センターというふうなところでお答えしたり、そこからのいろいろなことを調べてその上でお答えしているんですが、放送に直接かわるようなことにつきましては、そういう問い合わせがあった場合は放送現場を中心に調査をして、その上でお答えしております。

ただ、それが訂正放送の言うように、真実に誤りがあつて、それで権利を侵害するといふふうなことになる場合は、さらにそういうことを調べプロジェクトなり、そういうものを早速につくしましてきちんと調査をしております。

例えば、私も放送の現場の倫理に関する委員会というものを放送総局の中につくっております。月一回程度開いて、放送にそういう誤りがあったか、それから制作過程に誤りがあったかというのをふだん検証しております。

○参考人(西田實君) 民放におきましても、たまたま河野参考人がお話し申し上げましたように、各社それぞれに自主的なチェック機能を持っております。それぞれ放送の内容につきましてチェックをいたしております。

それから、外部からお問い合わせそのほかということも非常に数多くございまして、中には勘違いによるお問い合わせなどもございまして、お問い合わせにしましては視聴者センターなどでお受けした上、必要と思われるものについては精査の上、これに誠意を持ってお答えを申し上げます。ということで各社対応をしております。

○守住有信君 そういう場合、私は前から思っているのは、行政手続法、政府側は許認可、いろいろ

る国民の苦情その他ありますが、そういうものについて文書主義というのを今とて、法令の中においても、公共団体に向かつてもらんな、公共団体はその法令を受けて条例制定とか今やっておる最中でございます。国は、各省庁、全庁文書による、後々びしと残りますね。相手にもわかる、第三者にもわかる。

そこで、全部はなかなか大変でしょうけれども、苦情を申し立てた国民の一人に異論があるという場合には、とりあえずは電話その他だろうと思います、たくさん件数が、山のような件数だと思ふから。しかし、そこでお異論があるというケースに対して文書主義、また相手も訂正放送なら当然に電話とかあいう口頭じゃなくて文書による申し立て、そして文書による回答、なぜだ、こうだったというふうな正確なことを相手にも伝えたいかぬ、そういうふうな思ひます。

たまたま私は行政手続法を内閣委員会ですつとやってたことがあるものですから、そのイメージが頭にありますものから、こういうケース、国民の一人一人の権利と番組編成の自由という二つの法益の中で、いかに正確に具体的にやっていたいかということだろふと思ひますから、そこらあたりを今までも、あるいはこれからどういふふうにしてそれぞれの放送事業者としてお取り組みいただくか。

単に私は、かえって郵政省の行政指導ではない方がいと思ひます。実は自主自律でやっていたかぬと、放送番組の編集の自由とか、これは基本論があるんです。もう一つは国民の権利という基本論がある。それはやっぱり自主自律で放送事業者、NHKも民放もそれぞれが取り組んでいける、具体的に、そしてその具体的ないうことで、文書というものによる、映像は記録で残っておる、保存せよといふことになつておるけれども、それぞれの国民の権利で申し立てがある。それに対してこちらからも文書で客観的に説明、第三者にもわかるというふうな仕組みまでもお考えかどうか、ひとつそれぞれ今の

お考えをお示しただきたいです。

○政府委員(江川晃正君) 放送事業者から各論でお話があるかと思ひますが、私たちもこの法案をつくるに当たりましてその辺のことも調べまして、総括的な御報告をさせていただこうかと思ひて、ちょっと申し上げさせていただきます。

事業者が行う訂正放送の請求に対する回答は電話、文書など適宜の方法でやっているとこののが現実でございますが、調べてみますと、実際にはそれにふさわしいそれなりの方法でやっているとこの会社もあるいは事業者も全部文書でやっているとこの回答はみんな入っています。それから、場合によつては電話で終わってしまうというものもあります。そういう意味で、それなりにそれぞれの手法で、物事のケース・バイ・ケースと申しましようか、一概には言えないところでございますが、それにふさわしい方法で回答をしていると私たちは見ているところでございます。

ただ、先生おっしゃいますように、物事すべてを文書だといふのはいかかと思ひます。一概には言えないところでございますが、一応放送事業者の判断を明確に伝えるためにはできる限り請求者に対して文書で回答するというのが望ましいというのはいさ言ふところでございます。それから、現に今まで放送事業者がそれぞれやっていたことも踏まえて、なお一層文書で回答するの望ましいという観点に立つた対応をしてもよろしいという指導してまいりたいと思ひておるところでございます。

○参考人(西田實君) 今までのいろいろ放送に関するそういう訂正の要求などにつきまして、局の方で精査をした上で、重要な案件につきましてはこれまでも文書で回答をしたり、文書で正式なお申し入れをちょうだいしたりということはおありまして、特に訴訟にかかわるような案件につきましては内部の記録を残すというふうな意味も含めまして文書でのやりとりということ各事業者をやっております。したがいまして、先生お申し出のとおり、これからそういう形でこの案件に

ついては考えさせていただくことになるかと思ひます。

○参考人(河野尚行君) NHKの場合も、こちらのミスがはつきりして大きい場合については、むしろ責任者が被害を受けた方とこのところに出向いて直接おわびする場合もございますし、それから文書で回答する場合もございますし、それからこれもおふだんあつてはならないことですが、地名とか人名の呼び方を誤つたというような場合に、これはすぐさま放送で訂正した上で、またお電話でその旨の御指摘についてお礼を申し上げますという形で、さまざまな方法をとっておりますが、必要な場合は文書できちんとしております。

○守住有信君 もちろん、電話で納得ができればそれでいいんです。そうでない場合、なかなか食い違いがある、いろいろ認識の食い違いとか、そのときはやっぱりそういうものでないか。それが今度はひよつとすると裁判の前提になるかもしれない、こういうふうなことです。

今申し上げたように、各省庁は行政手続法で、許可認可その他いろいろなあれに対しては、いわゆる行政指導に対しても口頭行政指導というのがあるけれども、あれがあつたわけだ。それを文書による指導というふうな仕組みに、行政管理局中心に行政監察あるいは全国的な苦情相談、それもそういう体系にすつと今変えておる最中でございます。

もちろん、相手あつてのことですから、こつちが軽微と思つても相手と云えば、相関関係だから、どうしても納得できないというのはやっぱり文書に、もちろんおっしゃつたような社内、内部的なあれとしても記録を残しておく、こういうものだと私は認識をいたしておるわけでございます。

そこで、次に移ります。先進国の制度もいろいろお聞きしてみました。アメリカは全然違ふんだけれども、欧州諸国の場合、特にイギリスの場合は非常に立派な制度をつくつておられます。やっぱり先進諸国の方

は、比較論が人権の問題については非常に私は敏感だと思ふ。そういう意識の中で、今回これに取り組もうと、やっぱりこのままじゃいかぬと、今までの放送のこの部分だけじゃだめだと考えられて、どこらあたりがきつかけになつて、そしてどういふ手続でこの法案まで来られたのか。これは郵政省の方にお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(江川晃正君) 今回の改正の動機と申しましようか、それはいろいろございまして、順を追つて申し上げますと、一つは、この仕組み、訂正放送の制度ができましたのが、今先生御指摘ございましたように、昭和二十五年でございまして、二十五年からきょうまで四十五年経過しているわけでございまして、すごい変化があるということが一つございまして。

その変化といふのはいろいろございまして、一つはチャンネル数の増大というのがもう決定的でございます。昭和二十五年にスタートしたときは、御案内のように、いわゆるNHK、日本放送協会のラジオ第一と第二の二チャンネルしかなかったんです。ほかに何もなかったのが、きょう現在、この時点でいきますと、会社の数でいきますとNHKを除いて百九十三社あります。そして、チャンネルの数でいきますと二百四十七チャンネルございまして、のみならず、間もなく来年には衛星ディジタル放送で五十チャンネルぐらいわあつとふえるという環境にもございまして。そういう意味で、わずかにラジオの二チャンネルだったものが、テレビ、ラジオ全部ひくくると今申し上げましたような巨大な数になつてきているという変化が一つございまして。

二つ目の変化は、やっぱり国民の権利意識の違いでございます。先ほども申し上げましたが、だんだんと苦情の数もふえてきていて、申告の数もふえてきているというふうな申し上げましたが、そういうふうなことは新聞とか雑誌などに載る論文などにそういう主張があらわれてきておりますし、現実昭和六十年に権利侵害訴訟の判決数というのが六件だったものが、平成五年には五十

七件までふえてきているというように感じがしています。

それから三つ目には、何といひましても技術の進歩がございまして、当時、昭和二十五年にスタートしたときに残すに残しようがなかった現物を、そのころは原稿で残したというように今も我々勉強してわかったところがございますが、今は小さなビデオでもって幾らでも残せる。本物そのまま残せることになった、それも容易に、しかも大した面積もとらずにコストもかからずに残せるようになったという技術進歩がございまして、そういうようなことが大きな変化でございまして、

あわせて、そのような変化に対応して、世の中の人たち、学者さんや弁護士さんとか識者の人たちから今の訂正放送制度の請求期間、保存期間あるいはその仕方というように非常に不十分ではないかというように指摘も随分なされるようになりました。その辺のところに關するNHK自身の調査あるいは日本新聞協会などによる調査によっても、その辺の同じような意見が集約されてきているところでございます。

あわせて、外国につきましてもいろいろ調べてみますと、先生おっしゃいますように、確かに権利意識の敏感な国について大変よい制度を設けていることは明らかでございます。そういうものも勉強しますと、我々のこの訂正放送、二十五年につくったものを今もう少し改善しなきゃいけないと考へていろいろ研究をしてみたいまして、とりあえず今回訂正放送の請求期間と品物を残して保存しておく期間を、欧米先進国がとっている三カ月あるいは九十日というのを見合ひまして、三カ月というふうな期間延長を今回考へまして、そういう結論に達しまして法律改正をお願いしたところでございます。

○守住有信君 実は私が質問しようと思ひましてあれしつた、きのうですか、四月二十六日付でメディア総合研究所よりファクスが私の事務所にばつと入ってきました、ここにございしますが、これをざつと流し読みして、なお不十分じゃないか

という幾つかの側面をちょっと気がついたわけですが、すけれども、まあこれは今後のさらなる取り組みのテーマに、いろんな側面があると思ひますから、それはそれにしておきます。

もう一つ、この訂正放送だけでなく、もっと広く一般的に、私は何のために法に基づいて番組審議会があるのか。それから民放連も自主的に調査会というのを例の事件以来おつくりになって自主的にお取り組みでございまして、ところが、そういうものがNHKの方には、はつきり申し上げませんがこれは映像で出てくるんです。全部じゃないかもしれないけれども、幾つかの片りんが中央だけでなく地方のNHKにおいても出てきておる。民放の方はみんなスポンサーつきかこれは思われ余り出てないんです。いかがでございましょうか、皆さんどう見ておられるか、これ比較論で見ても、なかなかスポンサーつきで大変だと、景気もバブルがはじけてどうだとか、広告業界がどうだとかいろいろ聞いておりますけれども、

しかし、やっぱりこういう問題は、訂正放送だけでなく、何のための番組審議会か。その検討の模様とか主たるテーマとか、報道の民放でございまして、何もNHKだけが報道のNHKじゃないはずだ。それをキー局がモデルになっておやりになれば地方民放もそれに倣うというふうな、そういうのを私は今後民放連の中で、各社長いろいろそれをテーマにして即物的に、私は民放では番組審議会とか調査会が何をテーマにやっておられるとか余り知らないんです。私が知らぬぐらいだから、国民的にはなかなかあれだろうと思う。そこらに対して、時間もないから今後の要望でございまして、お帰りになりましたら、民放連の幹部連中はみんなキー局以下あるはずだから、そしてこれが地方民放まで及ぶように、一訂正放送だけでなく、もちろんこれも含みますけれども、番組審議会が熱心に第三者、学者その他評論家は取り組んでおられる。そこも映像で、広く国民のものとの民放ですから、これをちょっとお願い

い申し上げておきます。いろいろやってまいりまして時間も余りございせんので、もう一つ。

これを逆に言う、規制強化というふうな思想か哲学か、これが何か一方にあるような感じがします。だけれども、これは経済的規制の規制緩和じゃないんです。そこあたりも含めて、郵政大臣として今回の改正、今後についてどうお考えなのかお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(大出俊彦) 私は今の御指摘のとおりだと思ひます。

というのは、放送法を何回前から読み直してみておりますけれども、一条の目的のところ、二でございまして、放送による表現の自由を確保すること。これに前書きがございまして、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、ここに「自律」とあるんですけれども、これは御指摘のように、放送業者の皆さんが真実でないことを放送するとか名誉棄損に当たるようなことを放送するというのはあつてはならないという前提に立っているんです。ですから、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、」その上で「放送による表現の自由を確保すること。」こうなつておるわけです。

そこで、三条がございまして、放送法の三条でございまして、項目別になつておるわけではございませんけれども、ここに「報道は事実をまげないですること。」という三条の二に明確な規定がございまして、その上で、四条で「二週間以内」に請求があつたときは、つまり第四条は「放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によつて、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあつた日から二週間以内」に請求があつたときは、「遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から二日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、」相当の方法、さつきから御議論の中にあるわけでありま

すが、「相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならぬ。」こういう構成になつておるわけでございますから、前提を置いて放送による表現の自由を確保する、これが大原則でござい

ます。しかし一方で、四条まで細かく組まれておりますように、侵害をされた国民の権利、この回復、これも大変に大切なものである、こういうことになるわけでございます。そういう意味で、諸外国の例からいっても、つまり期間を延ばして権利を確保する、あるいはその意味では拡大をするというところでございまして、規制強化というものは全く次元の違うものだ。つまり、三カ月に延ばしたことによって保存期間中の費用がかかるのか、なんとかというところは規制ではないのでありまして、次元が全く違う。そういう性格のものでございまして、事業者の方に三カ月に延ばしたところ、最近話合つて、さつき局長申しておりましたように、最近極めて簡単に保存できるという見通しの上で申し上げているわけでございますから、それで御納得いただけるんじゃないか、こんなふう

に思つております。

○守住有信君 よくわかりました。

最近もテレ朝が何かオウムの幹部を刺殺したやつがどうで抗議が殺到してちゃんと謝罪、訂正された。それはそれであれですけれども、ちょっと時間がないものですからテーマを変えます。私は、前から大阪有線という、御承知でございますか、随分前からあれは不法添架、電力柱とか電話柱とか、道路の不法使用とか、えらい延ばしておいて、かつて後ろに暴力団がおるとかいひる、あるいは警察庁、建設省、郵政省でございまして、そういうのがざつと列席したこともあつたんですね。それで、近ごろは割に

それからまた、時間がございませんから例の地方民放の四波体制。これについてはちよつと私も意見を持っておりまして、これは結構ですよ。もう民放もそれぞれのローカル圏で経済力がないんですよ。ただ、私が思い出すのは、かつて岡山と高松、香川県ですな、瀬戸内海ですから電波はぱつと飛ぶからあれやりました。もう一つが鳥取と島根、二つの県は経済力がない。思いがあるのは大分、宮崎でございまして、宮崎は二波しかない、大分は三波だ。東九州でございます。これを一緒になつて県知事以下道路網とかいろいろやっております。

そこで、そういう発想で、ひとつやめちまう前に、特異なところはそういう発想で大いにしかけていってもらいたい。私も何なら舞台裏で動きまわすので、同じ九州でございますから。

以上申し上げまして、終わらせていただきます。

○三重野栄子君 三重野栄子です。

私は、民主主義社会の基本は基本的人権が最大限尊重されなければならないという立場から、今次の放送法改正の理由ということについてお尋ねいたします。

ただいま守住先生の方で目的とか理由とかという問題については御容弁いただきましたので、私は、昨年行われております、放送関係者を初め研究者とか弁護士等によりましてヒアリングがあったというふうに向っておりますけれども、その課題といましようか、内容といましようか、よろしかったらお聞かせください。

○政府委員(江川晃正君) 昨年来、放送事業者とか、いわゆる有識者の方々に放送法あるいは放送法のあり方を含めましていろいろな点について尋ねておりますが、本改正法案に直結いたします期間の点についてどういうお話があったかということ

一つは、期間を延長して三ヶ月ということであれば放送事業者にとって過度の負担にはならない。二つ目には、期間延長によって放送事業者の自主自律が損なわれるおそれはないと。三つ目に、被害者に対する救済の改善としては適切な措置だと。つづめて申し上げますと、こういう三つの結論をNHKから得ているところでございます。

民間放送事業者、これは相当数の方から話を聞いております。NHKを除きますと全部で十七社ほどございますが、そこからはまとめますと二点になります。

一つは、三カ月という期間であれば放送事業者にとつて過度の負担にはならない、こゝはNHKの一番と同じでございます。二つ目に、国民の人の権意識の高まりなどからある程度の期間延長はやむを得ないと。そのある程度の期間延長はやむを得ないという言葉の具体的期間が三カ月、これはいいですと、こういうふうにまとめられております。

それから、いわゆる有識者、これは弁護士さんとか学者さんとか含めまして十一人の方から伺っておりませんが、期間との関係で申し上げますとおむね三つに集約されます。

一つは、一般の人が現行の請求期間内に請求するのは無理だ、この二週間とかなんとかの期間でとても無理だと。二つ目には、放送法が制定された当時と比べると環境が複雑になっている。先ほど私が申し上げたことも入っているように思います。三つ目には、これは例えばということなんですよ。三つ目は、これは例えばということがあります。三つ目には、これは例えばということなんですよ。三つ目は、これは例えばということなんですよ。

ですが、刑法犯として留置、勾留された場合には現行の請求期間には請求できない、せめて二十三日以上なくちゃいけないなどがございました。

そういうことから、多くの方々が現状の二週間ではないかにも短いと。このいかにも短いという言葉

○三重野柴子君　そういたしますと、そのように改正されて、皆さんのためにもこういう制度になりましたよというようなことは、いつどのようになっているのか、国民の皆さんにお知らせになるのでしょうか、その方法といえますか。

○政府委員(江川晃正君) これは、一つにはもちろんのこと法律が通りますと法律を公布する形になりますので、それ自身が国民への周知になりますが、あわせまして、繰り返しになるかもしれないんですが、積極的にいろいろな機会をとらえてそういう周知の場を持ちたいと。

例えば、民族の方がいなくなりましたけれども、これが公布されたということをニュースとして取り上げてくれないだろうかということは民族やNHKの人たちにもお願いしようと思いますし、それから情報通信月間、ちょっと私訂正させたいだかと思うんですが、先ほど五月末か

ら六月末と私申し上げたというふうに、あれ本当は五月の半ばから六月の半ばでございます。ちよっと末を半ばに訂正させていただきたいと思いますが、そういう予定がございます。そういうところで全国北から南までセミナーをやるとかなんどこでやっていきたい、そう思っているところでございます。

そういうようなことなどを使いながら、そういう機会をとらえながら周知を図っていきたいと考えております。

○三重野栄子君 法改正された場合のニュース、あるいは通信月間とかそういうものは、ニュースの場合は一時的だというふうに思いますが、月間というのは特別な人しか見ないんじゃないかと思えますから、例えば年間にずっと、何かのときに

次にマルチメディア社会にありましては放送素材をいろいろな加工した放送がこれから出てくるというふうに思います。昨年、放送番組素材利用促進法も制定されましたので、当該事業者以外の者が制作した放送番組素材を利用して行うことが今後ますますふえてくるのではないのでしょうか。このような場合に、他人の権利を侵害する内容が含まれた場合に放送事業者の責任というのほどはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(江川晃正君) ちよっと比喩みたいないことを申し上げて恐縮でございますが、レストランが腐った魚を仕入れまして、それでサービスをしまして客が腹痛を起こした、そうしたらばその客に對するレストランの責任はどうなるのかという間いと似ているなと思います。

そういう意味では、言うまでもなくレストランに責任はあるわけでございますが、本件に即して申し上げますと、責任のかかわり方というのは大体それと同様でございまして、放送事業者というのは、そういう放送番組素材が自社内で取材、制作されたものであらうと、それから今先生がおつ

しいましたように、よそから購入あるいは借りる、何でもいいですが、手に入れて調達してつくったものであるとを問わず、他人の権利を侵害しないものであるかどうかについて、また放送法の定める番組編集基準に反しないものであるかどうかということについて、放送事業者自身みずからこれをチェックして放送番組編集を行うという責任を負っているというふうに私たちは考えております。

○三重野栄子君　そうしますと、次の問題ですけれども、事実でない放送をされた場合の問題であります。

今プライバシーの侵害がマスコミで問題になっておきますし、先ほども守住先生からオウム教の問題が出ましたですけれども、逮捕された徐裕行

容疑者、二十九歳の小学校時代の指導要録を放送した、テレビ朝が、番組を見た視聴者の方から、プライバシーの侵害ではないか、行き過ぎではないかということで直ちに抗議とか問い合わせがあったということが新聞に出ておりました。

これは一例でありませうけれども、取材し放送する側の自由というのは言われるわけでありませうけれども、一方、プライバシーを侵害された方にしてみれば、事実ではない放送というわけでありませうから、それをどのようにして訂正放送をして、訂正放送ではないわけですから、この侵害されたと思われる人たちの救済というのはどのようにお考えだろうかと思うわけです。第三者機関として独立した苦情処理委員会等々をつくるお考えはないでしょうか。

○政府委員(江川晃正君) 御指摘のように、真実であって個人のプライバシーを侵害する放送というところはあり得るわけがございます。

ただ、訂正放送制度と申しますのは、真実でない事項の放送によって権利侵害を受けた人が権利の回復を同じ放送という手段によって図ろうとするものでございまして、放送によるプライバシーの侵害があった場合の法的救済手段は現在のところこの訂正放送によって行われるという構造にはなっております。大変冷たい返事のように恐縮でございますが、そういった場合には損害賠償とか裁判による救済というのがプライバシーの侵害に対する対応措置だと、そう考えているところでございます。

もちろん、放送法上のプライバシーの侵害に対する救済はどうなのか、新たな立法論として問われる場合には、それは新しい制度的枠組みの問題になるかと思っておりますので、言ってみれば将来に向けての研究課題ではないかなと、そう考えているところでございます。

○三重野栄子君 私もそうだと思います。裁判をするとかいえば、個人でやらずにかならないというわけですから、なかなか費用面とか期間の面ということで救済されるというのは難しいだろう

と思いますから、できるだけ早く第三者機関等々の問題について御検討をいただきたいというふう

に思うわけでありませう。次に、先ほど守住先生の質問の中で反論放送制度について郵政省としてのお考えを伺いましたんですけれども、もう少し外国の例を、二お聞かせいただければと思ひます。

○政府委員(江川晃正君) これはドイツとかフランスとかで採用されている制度でございますが、放送による被害者が反論文を放送局に放送することを請求する制度でございまして、請求を受けましたと、当該反論文の内容につきましては放送事業者は編集権が及びませう。請求者の原案のままこれを放送するという仕組みになっているものでございませう。このように被害者の反論をそのまま放送できますから、被害者が自己の権利を回復するための有効な手段であるということでドイツやフランスでは活用されていると承知しているところでございませう。

○三重野栄子君 反論放送制度というのはまだ日本ではなじまないというふうにも言われておりますけれども、できるだけそういう先進国、あるいは韓国等々でも研究実態があるというふうなことも伺っておりますので、ぜひ前進いたしますように御検討いただきたいと思います。

最後に、マルチメディア社会におきましては新しい課題もたくさん出てまいりますので、新しい放送に関する制度のあり方ということについて大臣の所見をいただきまして、終わりにしたいと思います。

○国務大臣(大出俊君) 御指摘のとおりでございまして、いろんな問題がかかわってくるだろうと思っております。

まず一つは、デジタル技術が非常に進歩を遂げてまいりまして、まさに日進月歩でございませうから、これを背景にしたデジタル放送、同じデジタルといっても中身が急速に変わってくるだろうと私は思っております。それから、通信と放送の融合、これはアメリカ

のFCC、連邦通信委員会のハント委員長などは私に、放送事業者が通信をやる、通信事業者が放送をやる、境をとる、そうすると大変な争いが起こるけれども、そして最終的に知的所有権という問題をどう確保し維持するかという大問題が起こるんだが、しかしできるだけ早くそこに持っていく、こう言っているわけでございますが、この通信と放送の融合問題というのはこれも非常に大きな課題である。

そういうことで、国民の多様なニーズ、それにこたえるマルチメディア時代とも言っている時代が来るだろう。単なる映画でありませうで、好きな番組を好きな時間に見るという意味でのビデオ・オン・デマンド、大変大きな需要を持つ市場に発展するということで、アメリカではそこに重点が置かれておりますけれども、日本も恐らくそうなるであろう。そして、今御指摘のとおり、マルチメディア時代に郵政省はどういう制度をつくらなければならないのか、これは大きな課題を抱えている。そして、かつて情報課金なんて言っていた情報の量に課金をする、料金です。しかし、今のようになつてまいりまして、下手に情報課金なんてことは考えられない時期にやってくる。

そうすると、これも懇談会その他でお願いをして御検討いただいておりますけれども、あり方、そして制度、そして課金、どういう料金制度にするかというところの結論をできるだけ急いで、しかも深めた議論の上で出していかなければならない時代になつてくる、こんなふうには思っております。

○三重野栄子君 終わります。

○及川一夫君 郵政大臣、法案を国会に提出する際に、私も与党なものですから事前に御相談した経過があります。本来ならその段階で気づかなければならない問題ではなかったかと私は反省を含めて問題意識を実は持っているわけなんです。この問題は非常に重要な問題であつて、きょうの提案自体は提案自体としていいんですが、本

質論というものがこの問題で過去ないんですよ、会議録を見ましても、制定段階から。

さらには、一九五九年の第五条を制定する際の場合でもほとんどその問題に対する基本論がない。お気の毒だ。新聞には記事の訂正というのがある。間違つて放映され放送されても、それを訂正するというのがやはり放送法にもなければいけない。取材された側の問題をやはり保護しなければいけないという前提でのとらえ方ですから、それはそれとしていいんですが、局長もおっしゃられたように、数社の放送会社がそれこそこれから二百社を超える。こういう状況の中では、その社の記者の人たちが徹頭徹尾動くわけですから、取材し回るわけですから。物の考え方はさまざまですから、ここまでは許されるであらう、いや、ここは許されない、いろんなことが出てくるというところを考えると、やはりこの問題に対する本質論を私は郵政省も国会もなすべきではないかという思いで実はいっぱいなんです。

従来、二週間の期間のうちに問題があつたら出さないという程度のもの。それからそれはそれなりに二週間もあれば大体事態は落ち着くだろうという前提での二週間。それから第五条の設定というのは放送事業者の要するに保存義務という意味で三週間。これは、提案としては郵政省はあつたときに一カ月を提案しているんです。しかし、それに對して長いんじゃないかという発想で三週間にとつた切られたという経過があるんです。そして今回は三カ月でしよう。そして一方は三週間でしょう。その根拠は何だということになると、まあ大体この辺でというふうな私は根拠はかないように思ふんです。

ところが、先ほど言つたような状況だということになりますと、一体なぜこの四条や五条というものを我々は提起をするのか、受けとめるのか。それに対するそれぞれの表現の自由論とかあるいは言論の自由とか、いや人権だ、プライバシーの保護だ、あるいは公平な放送というものがなされているかいないかというふうなことを含めて、私



はこの問題はかなり深く議論をしておかなければならぬ問題ではないかと実は思っているわけですが。

したがって、これから先が質問なんですけれども、今回の提案について広く識者の意見を聞くという方法をとられたかどうか、この今提案されていることについて。

それからもう一つは、法律として存在はしてないんですが、対立をした場合に、当然本人と放送局が対立しますね。解決すればいいんですが、解決しないで依然として対立が残った場合に一体どこがどう解決するのか。裁判しかないんです。やろうとすれば、それでいいのかわからない。苦情処理機関という意味ですか、正確でないかもしれない。表現としては、とにかく第三者が入っていき、お互いに反省をし合うというような機関というものがここに存在をしないといけないんじゃないか、こんなふうに感ずるんですけれども、その二つについてまず質問しておきます。

○政府委員(江川晃正君) 最初のヒアリングにつきましては、できるだけ多くの方から御意見をいただきたいということで、ジャンルとしましては放送事業者そのものがございまして、放送事業をやっている人たちのジャンル、それからいわゆる有識者というジャンル、有識者の中には訴訟などを担当する弁護士さんという実務的な人たちと、それから物事の制度を考え、研究している方々というふうな方々、そういう方々に尋ねるということで、我々としては広くお話を伺う機会をつくったと思っております。

先ほどちょっと申し上げましたけれども、放送事業者で言いますと百九十三社もあるわけですが、東京のキー局を中心として、地方も含めまして十七社にいろいろ現実話をさせてもらっています。NHKとかなんとかを含めまして二十社ということになりますけれども、放送事業者からはそういう数でお話を聞いております。それから、学者さんという、いわゆる有識者という

方々につきましては、弁護士さん、学者さんなどを含めまして十一人の方からお話を伺っているところでございます。

いろんなアイテムについてお尋ねしましたが、この期間という問題に、今回の法律はそうなると思いますが、そこに絞って御報告させていただきますと、先ほどお答え申し上げましたように、大概の方々が期間については三カ月がいいということとで答えていただいております。あるいはもうちょっと長くてもよいというふうなことを言っていたらいいと思います。この点がございまして、

それで、私ちょっと申し上げさせていたいただきますと、三カ月を誘導的の方向に三カ月が三ヶ月と言ったと、そういうような質問の仕方、話の持っていく方はしていないつもりでございます。むしろ学者さんの方からこういう論文がある、あるいはイギリスではこうなっているというふうなこともいろいろと言っていたらいいと思います。という中で三というのが妥当だということに我々は判断したところでございまして。

それから、二つ目の御指摘の対立したときにどうなるのかというところでございます。おっしゃいますように、訂正放送を請求して、おかしなところがあるが向こうが調べて、おかしなところがないと認定したと、その場合にはさらにもう一度やっぱりおかしいというふうな交渉になると思っております。それでもなおだめなときには手打でとしたら何かあるかという、先生おっしゃいますように、それは裁判所に行く以外にはないと思います。訴訟をやってももういいことにはなりません。

それに入る前に、この放送法の制度の中であるいは放送制度の中で何か手はないかというところ、先生御指摘の放送事業者からちょっと離れた第三者の苦情処理機関みたいなものがあつたらいいんじゃないかというふうなことも発想としてあり得るわけですが、今回そういうことともいろいろ考えましたけれども、問題が大変根本にわたる部分がたくさんございまして、先に送

りました。とりあえず、今最も求められている期間の延長だけを今回させていただいたというところ、言ってみれば対立したときの第三者の議論の問題につきましては今後の検討課題にさせていただきます。どうかと思っております。

○及川一夫君 私の持ち時間は五十分までですが、余り質問もできないわけですが、今の最後の段階でとりあえずこれにとどめた、これからはそういう問題を含めて検討しなければいけない、こう言われておりますから、必ずこれは自後議論になる、また議論に供したい、こういう意思表示だと私は受けとめておきます。

そういう前提に立って、例えば今回の法律の改正がこのぐら大きな新聞記事で報道されたようにはなっていないですね、今の提案。全然報道がないと言っているけれども、ところが、この報道は政治的公平に「判断基準」放送法の規制強化、これは東京新聞です。これはどの記事を書くからには、放送局長が記者会見をするか、あるいはあなたの方のどこがリークするか、いずれにしてもそういうものがないとこれだけの記事は書けないし、また解説まで書いてあるわけですからね。

それで、この中に今言った苦情処理の問題を番組審議会に権限を預けようじゃないか、こういうこともあるようだが、それがとめられたということはあるが、しかしこの内容については番組が適法かどうか判断する第三者機関に審議を性格づけしていくという前提で書かれていたわけですが、そういう受けとめで、ですから、来年の通常国会に出される、研究機関を発足した、それで検討を開始したというふうなことも書かれているし、内容的にはもうまさに表現の自由に対する規制強化であるというふうなことが書かれているわけですが。

だから、こういう内容に受けとめられるようなものをもう既に考えられて研究を始めたのかどうかということが質問の一点ではあるけれども、まさかそんなことではないだろうというふうな思う

んですが、研究会を発足させたかしないかという問題が一つであるということと同時に、私はやっぱり問題の指摘としては、審議に対して先ほど申し上げたような苦情処理的なものを預けるというのは非常に難しいんです、これは。そういう問題ではないというふうには私は理解するんですが、いずれにしても今後の議論でしょう。

そうして、僕は最後に申し上げておかなければならぬというのは、民放の場合の番組審議会の構成の問題です。これを調べてみますと、郵政大臣、非常にこれは偏っておるんです。これは民放関係の白書なんです、報告されたわけですが。そこから全部とって見ますと、会社とか経済団体の役員というのが七百二十人もあって、大学教授、助教授、これが二百四十二人です。それで第三位が芸術家、文化人百八十五人、新聞、通信社の役員、元幹部というんですか百二十八人、主婦が八十五人、労組役員は二名というふうな形で、別に僕は労組役員が少ないから言うていいんじゃないよ、それは間違えないようにしてもらいたいです。

どちらにしても、これはコミッション、お金を出しているところの人にこういう役職を回すというやり方は、これは番組審議会というのとは一体何だ。モニター方式なのか、それとも番組というもののついてはやはり社会生活にプラスになるようなすばらしい番組を編成するためにお互いに知恵を出し合って、こうしてほしい、ああしてほしいというのに対して放送局が考えなければいけない、そのための集まりであるという性格にするのか。どちらにしても、私は後段で言ったふうにならないうかめというふうな思っているんですが、この構成からはそんなことは出てこないんだ、絶対に。

そういう問題なんかについて私は答弁をもらおうとは思いませんが、いずれにしても少し根本的に掘り下げた議論、番組審議会の性格論を含めて、そして今回提案の訂正放送の問題の扱い、プラスとマイナスの面を含めながら、出と入りの関係に

ついてはお互いに真剣に議論し合うということがなければいけないというふうに結びまして、先ほど三重野議員が私どもの立場に立って御質問したことを、それに対する回答を受けとめて終わりたいというふうに思っています。

郵政大臣、何かありましたら一言お願いいたします。

○国務大臣(大出俊吉) これは、例の椿さんの発言などがありましたときに、前に一遍申し上げましたが、私の時代じゃないんですけれども、読める限り読んでおかなければと思って、徹夜まがいで予算委員会から始まりまして喚問から通信委員会の議事録までほとんど読みまして、しみじみ考えたのは、やっぱり二十五年にできた法律で、二波しかない、さっきから話が出る、そのときの身でございまして、日本放送協会と法律上書いてありまして、そういう意味では非常に次元の変わった法律なんです。

ですから、今度の椿さんの問題を契機にして、私になってから処理はしたんだけれども、この処理だけでおさまる筋合いかということになると、いろんな皆さんの御意見をあの際聞きました、非常に慎重でなきゃならぬ、権利問題が中心にあるわけですからね。しかも、表現の自由、報道の自由、基本的には人権問題であるわけですから、そういう意味で局長に当時私の方からいろいろ物を申し上げた。

実は、我々がそのことについて物を考えるというのには不遜かもしれない、これは。だから、放送を所管している行政官庁ですから、できるだけひとつ衆知を集めてみる。問題点は幾つも出てきています。それから、議事録読めばたくさんあるんだから、そのものについて衆知を集めてみる、そこまでするのにはどうも足りないだろうかと。問題は、いろんな方に聞いてみたんだんこんなことが浮き彫りになってきたというところで改めて物を考える。でないと、放送法をどうするか、なんとかさすという話になっちゃうから、そうではなくひとつ衆知を集めていただけないかという

お願いをしたんですよ。

それで、いろいろお聞きになった中で出てきている数ある中の一つをこの際やっておこうというのがこの法律なんです。ですから、ちょっと今までの日数からすれば少な過ぎるという意見は方々からあるわけですから、外国の例を見ても三カ月というのはたくさんあるわけですから、そこでその辺ならば私もいいだろうという気になったというのが実情でございます。

あとはもう御指摘のとおりでございますから、慎重にまいりたい、こう思っております。

○及川一夫君 終わります。

○鶴岡洋君 今までの質問に答ぶところが多々あると思えますけれども、御容赦いただきたいと思えます。

まず、今回の法改正は放送による表現の自由といういわゆる民主主義、基本的人権に深くかかわるものであります。かつて放送法の改正のために臨時の審議会を設置した例もございまして、それから近年郵政省は、重要法案の多くの場合、法案を提出する際には懇談会、調査会を設置するのが通例になってきているわけです。しかし、今回これらについては開催しなかったようでもあります。また、先ほどもお話ありましたけれども、放送事業者や学識経験者の意見を聞きまして聞いておりますけれども、どこまでお聞きしたのか。百七十七社のうち十七社と聞いておりましたけれども、一般放送事業者の団体である民放連からは正式な意見を聞いてないというふうにも私は聞いています。

いずれにしても、今回の放送法の策定に当たってどんな手順で、また放送事業者や学識経験者の意見をどのように反映させたのか。余り長くしゃるが、簡単に御報告願いたい。

○政府委員(江川晃正君) 今回の改正案を策定するまでの段取りということを概略的に申し上げさせていただきます。最近メディアによる権利侵害訴訟が増大してきているという事実認識がありま

す。そして、国民の権利意識の高まりの中で、裏腹としてですが、放送法上の訂正放送制度は請求期間等が短過ぎて救済手続としては不十分だという趣旨の指摘がいろんな文獻などに出てきているという事実がございます。そういう中で、郵政省はまさに放送による被害者を救済する制度である訂正放送制度のあり方を検討する必要があると考えたわけなんです。

そこで、考えて何をしたいのかという、まず第一に、相前後するところでございますが、訂正放送及び放送による権利侵害訴訟の実態がどうなっているかということ、放送事業者からヒアリングしたり、あるいは我々自身が裁判所へ行って裁判の記録を見たりというように調べてまいりました。それから二つ目には、外国はどうなっているのかということ、諸外国にも調べに行きました。三つ目には、そういうことと両々相まっていうことでございまして、放送事業者自身からいろいろ現状などを聞いたり、どう考えるかというようなことを尋ねたというふうなことがございます。

そういう段取り、手続を踏みながら進めてきたわけでございますが、調査研究及びヒアリングの項目としましては単純に期間だけのことを尋ねたわけではございませんで、一体どういうふうに判断したらいだろうかとか、どういうふうな救済をしたらいだろうかとか、どういう仕組みで物事を、これが誤っているとか誤っていないとか、権利を侵害したとかしないとかということを判断したらいだろうかとかというふうなことも含めていろいろ尋ねたわけでございます。

もちろん、そういうこととかかわりにおいては報道の自由とか何かとのかわりというののも当然出てまいります。そういうことをいろいろ聞いた中で、しかし何よりも基本的な難しい問題を抱えながら、とにかく取りかかっているのが請求期間とその品物の保存でございますから、これは余りにも短過ぎる。先ほどちょっと申しましたが、いかにも短過ぎるという話がございますが、そういうことと合わせまして、基本問題はさらに検討

を続けるとして、とりあえずここは諸外国の調査によっても大体的に合理的だと思われるこの日数というものを、期間というものを算定いたしました。それをここに今回当てはめまして、三カ月という期間で改正をすることにしようということをお願いした次第でございます。

その意味では、やり方は懇談会あるいは研究会といったようなものを設けたいとは思っていませんが、実務的にはそれに匹敵するあるいはそれ以上といってもいいくらいの方々の意見を聞く場面での話を伺ってきたと言えらると思っております。

○鶴岡洋君 特に期間だけではない御意見もいろいろ聴取した、聞いた、こういうことでございまして、ひとつお聞きしたいんですが、放送が真実であるかどうかの判定をするに当たっていろいろの審査、番組審議会を活用する考えがあった、こういう意見が非常に多くの人から聞かれた、こういうことを私聞いておりますけれども、今回のこの法案にこの点だけどうしてのせなかったのか。

○政府委員(江川晃正君) おっしゃいますように、当初そういうことも考えているとお話を伺ったり研究してみましたが、おおむね次の三つのことを理由として今回延ばした次第です。

一つは、番組審議会、審査というものが、放送事業者が任命権を持つ番組審議機関によって真実かどうかの判断をするということがそれで十分公正が確保されるだろうかというこの疑問が一つございます。

二つ目には、先ほどちょっとございましたけれども、そこに任命されている方々が本当に真実性の判断において専門家なんだろうか、専門家でない委員によって真実性の判断が本当にできるんだらうかという問題が出てまいります。

三つ目には、真実かどうかの判断に関する放送番組審議機関の意見に放送事業者が従うということ、義務づけられた場合、表現の自由との関係でそれをどう整理したらいだろうか、あるいはそこが怖いかからということで避けて義務づけられない場合、一



体そういう仕事の意味のある、効果のあることになるんだらうかというふうな問題が提起されてくるわけでございます。

そういうことは言ってみればかなり根本的でかつ慎重に検討を要する課題だと考えます。その意味で、今回の改正ではさらに検討を続けるということにいたしまして、とりあえずの期間ということだけを上げさせていたいたというところでございます。

○鶴岡洋君　そういう慎重にということでは、検討するということの方針、これは私はそういうふうにした方がよろしいと思いますし、またそういうことだったので法案に盛り込まなかった、これも了解できます。

確かに、今回のこの法案は、訂正・取り消し放送の請求期間の延長と、それから放送番組の保存の延長、非常に簡単な法案のようでございますけれども、これは内容とかその背景にあるものを考えあわせると、状況の変化、時代の変化をあわせてこれは非常に重要な私法だと思っておるわけです。

それで、先ほど聞いた経過報告に重ねてお聞きしたいんですけれども、どうも今回の提出に関して、私は、郵政省の一方通行というか、ちよっと言葉が悪いかもしれませんが、強力な郵政省側のイニシアチフで唐突にこの法案が出てきたような感じもするんですけれども、この点については、江川局長、どうですか。

○政府委員(江川晃正君)　手順につきましてはできるだけ多くの方々に意見の参加をいただくような仕組みという形を、プロセスをとったと私たちが思っておりますが、唐突に出た、あるいは郵政省がある結論をもって押しつけたかのごくもとめられるとすれば、それは私たちの不徳のいたすところかもしれません。

しかし、この問題について、ある意味では放送事業者みずからこれを訂正、直ししようと言ってくる問題ではないと私たち考えております。むしろ、国民の利益を守るという立場に立ち

ますと、我々がこれを言わなければだめだと、そう思います。その意味で、最初の第一声を、直すべきだと考えたのは、あるいはそういう言葉を発したのは郵政省で、そのことを言うに当たっては、内心皆さんはわかっているにしても、郵政省が言い出したということ、あるいは郵政省が押しつけてきたというふうにとられるようになったとすれば、それは私たちの仕事の不徳のいたすところで御了解いただかなければなりません。

が、国民の利益を守るという立場に立つて我々は事業者にとつて嫌な提案をしたんだというふうにお話ありました。放法第四第一項の規定による真実でない事項の放送があったとして、いわゆる訂正放送の請求はどの程度の件数があったのか。先ほど六年間で二十九件、そのうち十六件を実施した、こういうことでございますけれども、平成元年から六年間、これを年度別にひとつお願いいたします。それと同時に具体例があったら一、二お願いいたします。

もう一つ、人権侵害があったとして訴訟が起きているということも聞いております。これも先ほどありましたけれども、これも年度別と、それから具体例があれば教えていただきたいと思います。

○政府委員(江川晃正君)　年度別の訂正放送の請求の推移を先に申し上げます。

(委員長退席、理事大森昭君着席)  
平成元年から二、三、四、五、六年でございますが、請求は平成元年が二件、二年が二件、三年が五件、四年が八件、五年が五件、六年が七件、合計二十九件でございます。ちなみに、実施件数を申し上げますと、平成元年が一件、つまり二件の請求に対して一件、平成二年が二件、三年が四件、平成四年が二件、平成五年が二件、平成六年が五件、合計十六件でございます。

具体例で申し上げますと、例えばわかりやすいのでこういうのがございます。

これは平成五年二月のことでございますが、ある放送事業者が二十二時からのニュース番組において、ある建設会社が産業廃棄物の処理を産廃処理会社に依頼せず一千万円浮かせた旨放送しましたが、その一週間後の二十二日にその建設会社は当該産業廃棄物処理に際していないとして訂正放送を請求した。それで、これを受けましてその放送事業者が調査いたしました結果、同社は産業廃棄物処理に際していないことが判明しました。そこで、翌日の二十二時からのニュース番組、つまり夜十時からのニュース番組でございますが、その建設会社が産業廃棄物を不法投棄して一千万円を浮かせたという事実はない旨の訂正をして謝罪いたしましたという訂正放送がございました。これは一つの例でございます。

続きまして訴訟の方でございます。

○鶴岡洋君　訴訟は件数だけでいいです。

○政府委員(江川晃正君)　件数は、年次で申し上げますと、平成元年ゼロ件、二年一件、三年五件、四年八件、五年四件、六年四件、合計二十二件でございます。

○鶴岡洋君　そこで、今お聞きする限り、件数は一年に二件だと三件、こういうことですけれども、これは少ないというところであるならば少ない方がよいに決まっているわけですが、私は決してそうじゃないんじゃないかな、こういうふうな推測をするわけです。まだまだたくさんあるんじゃないかと。さつき守住さんの方でもちよっと少ないんじゃないかと。ちよっとどころじやなく、大変あるんじゃないかな、こういうふうには私は思っています。

訂正放送の請求の少ない原因というのはいろいろあると私は思いますけれども、その最大の原因というのは、これもお話がありましたけれども、やっぱり訂正・取り消し放送制度の周知がなされていない、これが私は最大の原因であるんじゃないかな、こう思います。

たい、こういうふうに言うと、番組の著作権やそれから肖像権、この問題も絡んでくるということ、それが先になつて、それで映像がないと断られるという例も私は聞いております。したがって、端的に言えば人権侵害それから名誉棄損、信用棄損、こういうことがあっても大体泣き寝入りしているのが多いんじゃないか。その結果、こういう数字になつてきているんじゃないかな、こういうふうにも思われるわけです。

そこで、こういう数字になつてきたと私は思うんですけれども、郵政省の方としてはこの数字は生の数字だということに思っておられるのか、今私が言ったような理由でこういうふうになつてくるのか、どういう認識をされておりますか。

○政府委員(江川晃正君)　全く私たちが分析している考え方と先生の御質問と異なってしまうか、御意見は同じだと私は思っております。

一つは、ここに出てきた二十九件以外にもあるんじゃないか、それは結構多くあるんじゃないかというところも共通でございます。多分あるだろうと推定しております。なぜそんな推定かというとそれは記録がないものだから、会社側に言葉で終わってしまったというところがあったりすることをお話しておりますので、推定のようなことを言っておるわけでございます。

それからもう一つは、本当にないんだけれども、一皮むいて見ると、先生おっしゃいますように、周知不足とか制度が障害になつていて出せないとかということから来る泣き寝入りというのはあるのかなと、そう思っているところでございます。

(理事大森昭君退席、委員長着席)

そういう意味で、先生おっしゃいます、この数字をもつて生の数字というのは、それが本当だということにおっしゃっているのかと思っておりますので、そういう意味でお答えさせていただきまして、この数字がすべてを語っているのではなくて、むしろ

小さくしか語っていないのかなというふうに考えているところがございます。

○鶴岡洋君 そういうことで、認識は同じだということですが、最大の原因はやっぱり周知の不徹底というんですか、この制度の周知の程度が余り浸透していない、こういうことになるんじゃないかと思えますけれども、それじゃ今までそういうことをわかっているが周知の面においてどういう処理をしてきたのか、郵政省として、監督官庁として、また、これからそれじゃその点についてどういうふうにするのか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) これまで、先ほど来申し上げておりますが、例えば情報通信月間のような機会をとらえて周知しようという仕組みというものは余りやってまいりませんでした。ある意味では象の皮膚のような鈍感な神経だったのかもしれません。

しかし、今回、これからこの法律を契機として今やろうとしておりますのは、申し上げましたように、この法律ができ上がりますと、先生おっしゃいましたように、本当に私たちも人権の擁護のための巨大な過程の小さな一歩を動き出したぞと私考えます。その意味で、情報通信月間、五月半ばから六月半ばまで予定しておりますが、そういうようなものを使ったり、あるいは先ほどの御質問にございましたが、一回限りの話でなくて、年を通して随所でいろいろなことをやっていくということを知らせる、周知する施策を考えるというようなことも含めてやるということで、変な話でございしますが、来年度予算、今年度もう動いておりますが、来年度予算では周知予算を考えようじゃないかということで今指令を出して周知プロジェクトをつくらうとしたりしているところでございます。

そういう意味で、最大の原因であるかどうかちよっと私断定いたしかねますけれども、何よりもたくさん周知が行くようにいろんな手を考えていきたいと思っております。

○鶴岡洋君 局長、鈍感で済まされる問題じゃないと思うんです、これは。そういうことで人権が守られないということになったらこれは大変なこととす。時代はどんどん進んでいるわけですから、過去はそうであったかも知れないけれども、今はそういう時代じゃないんですから。だから、今後この周知徹底についての方策は、今お聞きしましたけれども、強力にやっていただきたい、こういうふうな思いでございます。

そこで、たくさんあるんですけれども、時間がございせんので先に進みますが、今回の改正案において、これも先ほどちよっとありましたけれども、訂正放送の請求があった場合にどうするかというところでございます。この法律でいけば依然として放送事業者が自前で調査をして処理するというものになっているわけですが、私は非常に疑問に思っていますけれども、放送事業者は間違いないと思つて、ニュースの場合は少しでも早く、それからいろいろな番組がありますけれども、この番組についてはおもしろく、正確にということ、間違いないがなくてはならない、間違いないということを確認を持って放送するわけです。そこにクレームがついて、これは人権侵害だ。こういうクレームがついた場合に、放送事業者が確信を持ってやったものについてクレームが来た。クレームが来たときに、それじゃその判定をするのはだれが判定するのか。放送した人が判定するというのは私どもも納得がいかないんですけれども、非常に不平等であり、制度として不公平じゃないかと思つていただいても、この辺はどういうふうに解釈したらいいんですか。

○政府委員(江川晃正君) 番組審議会が持つております今の仕組みというのは、法律上これはそういう判定をできるかできないかというところ、できるという解釈もありますし、やれるというところもあるわけですが、先ほどちよっと申しましたように、この番組自身の構成が先生おっしゃいますような会社の内部組織の一つになっているところ、これがやっぱ問題のポイントじゃないかと思いま

す。そういう意味で、判断その他の公正さを保つためにはどうしたらいいかというときに、どうしても第三者の判断機関といましようか審査機関といましようか、そういうものの必要が出てくるのかなと思うわけでございます。しかし、そのことは、だから直ちに今度の法律に書き込めるかといましようと、ちよっと申し上げましたように、番組審議会自身の問題でも先ほど申しましたように、三点のような基本的な問題が出てくる。いわんやと露骨に報道の自由とかかわりを詰めるなければいけないというような問題が出てまいります。そういう意味で、問題のありかは私たちがわかっていっているつもりでございますが、今回まだそこを明快にこうですと答えられるほど詰め切れなかったのが今回はやっておりませんが、先生おっしゃいます判断の公正さを何に求めるかという問題の重要性につきましては認識しております。いわば今回の放送法の改正、この改正自身は権利侵害救済の非常にいい制度づくりのための第一歩と言つてはちよっと言い過ぎかもしれませんが、そういう位置づけとしてよりよいものに今後仕上げていきたい、その中の研究、検討テーマとして今先生おっしゃいましたようなことも含めてやっていきたいと考えているところでございます。

○鶴岡洋君 例えば、名譽棄損であるか信用棄損であるか、こういう問題でも裁判所でも地裁とそれから高裁が意見が食い違うというようなことがあるわけですから、それを放送者自身で放送したものをいけなさい、これは間違っているじゃないかと言われて、それをみずから判断するのはやっぱ限界があると思つてます。

そういう意味で、先ほど話がありましたけれども、やはり苦情処理委員会というのを設けて、これは真実でないということを判断した場合、命令権も持つていて、取り消し命令権も持つていて、そこまでやっていいかどうかというのはちよっと今までの推移からいってあれだと

思いますけれども、端的にお伺いしますけれども、それじゃ第三者機関によるいわゆる苦情処理委員会、どういう形になるかわかりませんけれども、これを検討しますね。

○政府委員(江川晃正君) 第三者機関を設置することを目的として検討するかどうかというふうにお聞いただとすれば、そういう目的的な検討ではなくて、まさに、問題のもつと根本に戻りますと、だれがどういう手続で事の是非を判断するかという公正さを何に求めるかということに立った検討をさらに続けていく、その中に審査の強化もありましようし、第三者何とかがというものもありましようし、それは裁判にお願いする仕事だという分析、分類も出てこようと思つてます。

そういう意味で、検討はします。しかし、つくるうとするための検討だというふうに限定しないで、もっと幅広く勉強させていただきたいと思つております。

○鶴岡洋君 例えばの話が、今回の場合には二カ所だけ改正するというところでございます。この放送法の問題について、今の放送を見ると非常に人権が侵害されているというか名譽毀損されているというふうな問題が余りにも多過ぎるわけですよ。ごらんになってもらえばわかるかと思いますが、私が思うのは、あのワイドショーなんかはあそこまでやっていいのかなと非常に疑問に思ふ点があるわけです。

そういうことを今の時代で解決するのは、番組はもう朝から晩まで何百何千か知りませんが、ある、メディアは十幾つもあつて、こういうことで、それを先ほど言ったように、確かに侵害されていふたということで請求しても、これはもう全部調べるわけにはいかないわけですから、もしそういうふうに出た場合には、やっぱ第三者機関というのが一番公平、また公正である、こういうふうには私は思つてます。自己の意見をみずから裁いてはならないという自然的正義というんですか、これはやっぱ守られるべきじゃないか、こういうふうには思つてます。そういう意味で検討していた

だきたい。

最後に、時間とって済みません、一点だけ。いろいろな点で不十分な点はありますけれども、CATVで、有線テレビ放送法第十七条で訂正放送の規定が放送法を準用されておりますけれども、放送内容の事後処理、いわゆる保存期間、これについては準用されていません。ということ、自主制作の番組について保存義務がない、こういうことになるわけです。そういった場合に、今のCATVに準用されている、片方は準用されていない、非常にバランスが悪い、こういうことになるわけですが、この点についてはどういうふうに考えておられますか。

○政府委員(江川晃正君) 御説明が長くなりますので省略させていただきます、結論部分だけ申し上げますと、今先生おっしゃいましたように、いわば自主放送番組の進展状況というのを踏まえながら、将来的にはCATV事業者に対して番組の保存義務を課すことの必要性の有無について検討してまいりたいと思っております。

○鶴岡洋君 終わります。

○栗森喬君 今回の放送法の改正に当たって、多少意見も申し上げますが、一つは、私は現在放送が抱える問題の内在していることをこれだけの改定で済ませて果たしていいのかどうかという問題を私なりに考えているところでございます。

といいますのは、私は今回の場合も真実でない放送についての訂正の仕方の制度やシステムを変えたというふうな思っています。三カ月にしたとかという、期間的にすれば救済措置が多少ふえるのではないかとこの程度のことでございます。

先ほどから同僚議員からいろいろな意見が出ていますように、今放送のあり方が非常に問われている。例えば、昭和二十五年に二つしかなかった放送が、これだけ情報量を受けて、それが社会のさまざまな状況に変化を与えるにもかかわらず、私はこれは放送する側の権利擁護にすぎないのではないかと。

例えば、真実じゃないのが三カ月後にわかった

けれども、いや、三カ月と法律で決まっていますからこれは我が社は扱いません、やるんなら別の方法でやってくださいというところで、民事であれとか、裁判に持ち込まざるを得ないわけです。アメリカなどはこういう規定がないようでございますが、これはアメリカ社会というのは大変弁護士の数も多くて、弁護士が仕事を拾って歩く。その種の話だったら私にやらせてくれと言って、どんだん社会的にそれをやっていて、そのことでアメリカの報道もある種の民主主義というものが、そういう社会的公正という社会的な関係の中で私は成立をしているんだらうと思っております。

そういう意味でいうと、日本の社会の中でこの量的な拡大だけで今放送が抱えている問題を解決でき得るといふこの部分に限っても、私は考えたというところが非常に疑問に感じます。

それから、ずっと内在しているんだと言いますが、一部の報道でございまして、私的研究会を始めたのが三月だ、一カ月ぐらいいで閣議でまじこちよこつとやって、これの新聞に出ていますね。そういうふうな書いてあります。

私は、やっぱりこの種の問題、例えば真実でないことを報道される場合でも、こういう例があると思うんです。一部の関係者がこういうふうな語っておったと言ったら、これは真実の報道じゃない、そういう話があったから言ったんで、次はそんな話はなかったと話せばそれで済むでしょうみたいな話で逃げるとか、テクニクもかなり複雑になってきて、問題の本質、今一人一人の人權を本当に擁護するという意味でいうと私はこの程度の改正ではないだらうと思っております。

それで、「目的」を読んでもください。この「目的」を読んだら、放送事業者の義務規定は書いてあるんです。いわゆる報道を聞く人、見る人の権利を擁護する視点というのはこの放送法の「目的」にないんですよ。

私は、これだけ情報量が多くなったら、国民の側というふうな本場に郵政省が言うのなら、そういう立場で放送法の改正があつてしかるべきでは

なかつたかと思いますが、その辺についてまず見

解をお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(江川晃正君) 先生のおっしゃいますことはもう郵政省の定めでも否定できないまでもな御意見だと私思ひます。にもかかわらずこうだつたというのをちょっと説明させていただきますたいと思ひます。

というのは、先生がもっと放送法の抜本的なところを解決すべきだといふ部分は、この訂正放送に関する問題として限局して話をさせていただきますが、この訂正放送に基づく権利の救済というのは、私たちが段階的に考えたら四つの段階があると思ひます。

一つは、まず請求の問題です。その請求のときに合理的な請求期間が設定されていなければいけないし、請求手続がだれにもわかるようなものでないといふこと、これは当然です。

その二つ目の段階は、受けて立つ事業者の側が請求された物を残しているか残していないか。三日しか残さないのはだめです。それで、合理的な期間が設定されることが必要です。そして、しかもそれが見られる状態にならなければいけない。今回、我々は「視聴」という言葉を入れることによって訴えた人がその番組を見ることができるようにはつきりさせたところであります。

三つ目の段階は、そこで先ほど来御意見に出てまいりますが、客観的な判断でございます。それは言っている人が正しいのか、放送事業者の方が正しいのか、この部分の判断をどう客観性を保つかという問題があります。そこに、先ほど来出ております番組審議会の機能を強化するとか、幾ら強化しても内部組織だったらだめだから第三者的にやろうとか、いろいろ出てくると思ひます。そのパリエーションがあります。

四つ目のステップが、そのことがわかったときに相当の方法による訂正放送の実施という、それが四つ目の段階だと、大きく分けて。

そのほかにも何かあるかもしれませんが、そういう一、二、三、四と踏んでいったときに、やっ

ぱり一と二は請求の期間、保存の期間、これだけ

はもう絶対的な階段を上るための一歩、二歩ですから、そこは先にまずやらせてもらおう。しかも、いろいろな意見を聞いてみたら反論はないわけですから、いいですということですから、そこをまずやらせてもらいたんです。

我々はこれをもって訂正放送が百点だと思っております。さらに改良したいということ、先ほど来御質問がございました、さらにこういう部分についても検討を続けるのだなということ、続けたいと思ひますと御返事申し上げているというプロセスの中でこの部分の提案をさせていただきますというふうに思ひます。

○栗森喬君 時間がないのでそれ以上のことは余り言えませんが、私は放送法のあり方というのをやっぱりきちんと見直しするというのは、放送行政と来ていると思うんです。というのは、放送行政というものが画一的に法律や行政指導や制度をつくって、それを何となく社会的正義の規範にするという段階はもう超えている。問題は、そういうことが社会的に淘汰されるような、一人一人のテレビを見た人、ラジオを聞いた人がこういうものはやっぱりいけないという淘汰の流れも出てくるような、そういうシステムにしないと、例えば政治家なんというの自分には不利だからどうだという話じゃなく、もう国民の意識もそこまでは来ていると思う。

したがって、ぜひとも私は見る側から見た放送のあり方についても含めた放送法のあり方について見直しというものを検討していただきたいと思ひますが、このことについて局長なり大臣から御意見をいただければ、いただいて終わります。

○政府委員(江川晃正君) 私たちもこの議論をするに当たりまして、見る側からの立場、意見、権利の擁護というこの視点に立って議論したつもりでございます。その表現形が、いわば放送法の世界ですから放送事業者の行為規定になりますから、そのところをそれらの権利とか義務とかと書くわけでございます。

そういうふうに着いたときに、先生おっしゃいますように、三十日と書いたならば三十一日はよくかんを切ったように向こうがもう何もなくなってしまう、こういうこともあるじゃないかと、そういうふうに着いたんじゃないかというところは、権利を限定すれば必ず出てくる限界問題だと思います。そういうことは承知の上で、したがって三カ月以内に適切に合理的にいろんなことが出来るような仕組みというものを全体として考えていかなくちゃいけないというつもりであります。

今度のものも、いわば三カ月というのは事業者の側のコストがそんなにからないということを利用して上げましたが、逆に言うと利用者の側から見てやっぱりそのぐらいいなければ請求をしようと思ってもできないということの救済だという意味で、利用者の視点に立った仕事だと考えているところでございます。

○中尾則幸君 放送法の一部改正について、私、各先生方の質疑をまことにそのとおりだと伺っております。

時間もございせんので、質問通告を先日申し上げましたが、けさの朝日新聞の読者の「声」欄に私の質問通告と同じような声がありましたので、若干御紹介したいと思ひます。

神奈川県のある会社員の方でございしますが、「恐れていたテロがとうとう起こってしまいました。オウム真理教に反社会的行動があるなら法律に照らして取り締まらなければならないことは当然」でございします。ちょっと省略します。「法的な裁きの前に報道に名をかりてメディアが事実上人を裁いてしまう風潮」でありますと憂えております。また飛ばします。「かりにどんなに凶悪な犯罪者であっても、その人の人権を尊重し、はやくとも公正な法律のルールを守り、厳正な手続きを崩さないことこそが民主主義の基本である」と、私、全くそのとおりだなと思ってこの意見を読んでおりました。

そこで、端的に伺いたいと思ひますけれども、先ほどから憲法二十一条の報道の自由、あるいは

放送法第三条の報道あるいは編集の自由、私はこの委員会でもたびたびこの自由は保障されるべきであると申し上げてまいりました。しかし一方で、この御意見にもありますように、人権の問題が大変今この放送をめぐる起こつてきているのも事実であります。

この四月二十三日のオウム真理教幹部の刺殺事件について私なりに御意見を申し上げたいと思ひます。お許しくださいと思ひます。

この現場を私はテレビの報道で見ました。またテロが起こったなど。報道の自由は守らなければならぬけれども、そのとき、あの豊田商事の刺殺事件を重ね合わせますと、今大変な事態に立ち入っているなと思ひます。つまり、私も二十数年來こういう現場で仕事をしてきた一人でございしますから、これは自殺行為につながる、本来であればNHK、それから民放の皆さんに伺いたかったんですが、持ち時間がございせんので、私は大変危惧しております。

そしてまた、殺害当時のあの映像を見まして、確かにこれは事実でございします。事実であるから真実であると私は思われないわけです。放送法の真実の問題についてはこの後申し上げますけれども、こうした風潮に対して私は、報道の自由がすべてとは言いませんが、放送局自体が自縛自縛になつていゝんではないかと大変危惧しております。当然郵政当局にもこうした御意見はたくさん行つていゝんと思ひます。行政の介入を私は勧めないわけではございせん。御感想あれば、一言大臣から、それから行政局長、お願いします。

○国務大臣(大出俊彦) 短い時間でございしますから一言で申し上げますが、私も見ていて、ほとんど同じようなやっぱり受け取り方をしております。

したがって、こういう社会的に非常に大きな影響力を持つ場面であり問題でございしますだけに、各放送事業者の皆さん方が放送の公共性あるいは社会的影響力というものを十二分に認識していただいて、抽象的ですけども、社会的に批判

を受けるようなことのないような対応をしてもらわなければ困る、一言で言えばそういうことになつておると思ひます。

○中尾則幸君 真実でない放送の概念について若干伺ひます。

大変これはあいまいというか、あいまいだからこそ逆に言えば報道の自由が保障されているという裏腹なことがございします。

ただ、一つは、今回の放送法の改正について、これは表向き見れば期間の延長でございします。しかし、そこまで踏み込みがなかった理由を私は伺つておりました。番組審議会の第三者機関設置というのは当然考えられることであるにせよ、恐らく今の段階では時期尚早であらうと私は思つておりました。

しかし、この今の現在の中で、特にテレビのワイドショーの一部番組の中で、人権の保護についてはある程度の、一歩、半歩前進といひますか、ありましようけれども、真実でない放送という中で、先ほど行政局長もありましたけれども、プライバシーの侵害についてはこたえ得ないと、私は歯がゆい思ひですけれども、それもやむを得ないなという立場でもございしますが、しかしこの問題はこれからの問題だろうと思ひます。それについて放送行政局長の見解をちょっと聞きたいと思ひます。

○政府委員(江川晃正君) 先生も最後におっしゃいましたように、プライバシーの侵害に対する救済を放送法の中あるいは放送制度の中でどう処理するのかといひますのは、率直なところ、新しい枠組みづくりということで今後の課題だと考えております。訂正放送という仕組みの中でこれをカバーすることはできていない状況です。そういう意味で将来の検討課題にさせていただきたいと思ひております。

○中尾則幸君 私は今回の放送法の改正の中で一番注目しているのは、期間をもとよりでございしますが、それよりも三番目にございします視聴による放送番組の確認をこの法律では明記しているわけ

です。それを義務づけしておるわけです。これが一番大きなポイントだろうと思ひます。

実を言いますと、今までは放送事業者の主体によつて見せてあげますよと言つたらおかしいですけども、これは事実として申請があれば、それに基づいて、法的に明記されているわけですから見せなければならぬ。ここに一つの進歩といひか、ある進歩でございまして、もう一つは報道の自由という観点からしますと、これは大変危惧するところもあるんです。

実は、例えば政治的な問題あるいは宗教的な問題、ほかにもあると思ひますが、この二点。例えば、この番組はおかしい、真実に反すると言つて放送局に行くといひます。これ具体例を申し上げます。あるいは反社会的な宗教団体がこれはおかしい、我々の教義と違ふと言つて、それは真実でない論争になるわけです、その都度放送局に押し寄せる、これもあり得るわけです。そのときに、この法の目的から逸脱して、そういうことはいと私は願つておるんですが、それについては報道の自由を含めて、これは危惧がもしもせんけれども、私大変心配しておるんです。ということでは、真実でないという規定が大変あいまいだからであります。これについて行政局長の意見をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(江川晃正君) 郵便貯金は一円からたしか預かるわけですが、そういうことができるといふことが、一円貯金を一万人が一冊ずつ要望してきたら困るじゃないかという議論と私は似ていると思ひます。そのことは権利としてなのか権利の乱用なのかは私わかりませんですけども、そういうことがあつていいとは思ひませんが、何かの嫌がらせを除いてはいない。

ある意味ではこの問題も、こういうような視聴という権利を訴えた人に与えるといふことは、悪用すればそうなるといふことは私は先生おっしゃるとおりだろうと思ひます。その意味で、悪用の点に目をつけますと大変恐ろしいように見えると

ところでございますが、およそ一般的に何らかの権利を付与すれば、それに伴う権利の乱用というものがあり得る、理屈の上でございますが、あり得るということは覚悟の上で権利は付与するんだと、そう思います。

しかし、それをそういうことで考えても、やはり国民の利益あるいは侵害された人の利益を回復するための手段としてはそういう視座、ここで言えは視座でございますが、視聴という権利を与えることがより大きな利益になるだろうと考えて我々はこういう仕組みをつくったところでございます。

○中尾則幸君 残された時間はもう一分しかございません。

先ほど及川先生から御提案がありまして、私もそのとおりだと思います。こうした大事な問題でございまして放送法をめぐるいわゆる報道の自由と人権あるいはプライバシーの問題について、広く各界の意見を網羅して聞いて、あるいは国会審議を通して透明、公正にこの問題をやっぱり議論していく必要があるのではないだろうかと思っております。

その上で、第三者機関のあり方等、大臣がおっしゃった衆知を集めてと、やはりこれについては報道の自由を守るということは私大原則だと思っておりますので、例えば報道の自由への公的な権力の干渉にならないという決意も伺いましたので、その点をひとつ私はお願いを申し上げます。

最後に大臣の決意を伺って、この質問を終わります。

○国務大臣(大出俊君) 私も当面二つ経験いたしました。中尾さん、権限をめぐりまして記者会見でいろいろ申し上げたんですが、決してそう言っていないんですけれども、また見てみてもそんなことも言っていないんですけれども、途端に放送法を改正するのとか、規制強化になるじゃないかという趣旨の、大筋を言えばそういう記事があったり、大臣は一体放送法改正に手をつけてやっていくのかという反論なんですよ。そういう方向に

すぐ行ってしまおう。

それから、阪神大震災をめぐる災害対策基本法の五十一一条等の関係がございまして、これは放送法と絡んでまいりますから、そういう意味で一遍検討してみないかめという意味のことを公に委員会の席上で申し上げましたが、途端にこれまたそっちの方に行ってしまう。

したがって、そういう意味で、江川さんにも権限のときに申しましたが、慎重の上にも慎重にいうと、これは、そういう意味で、改正するしない云々でなくて、一体どこまでどういうふうにするか、権利が守れるのか、双方にありまうけれども、そういう意味でよし本方に衆知を集めてみよう国内外を通じて、その上でひとつ判断しようじゃないかということ、どうしたら不遜にならない、我々の立場というよりも行政という立場でどうすれば世の中から公正に見てもらえるかということなども含めて考えていかなきゃいかぬだろう。

いろいろおやりになった結果、今こっちはやっておこうと出ているわけですから、中尾さんがおっしゃっておられるように、慎重の上にも慎重に、江川局長も答えておられますように、引き続きひとつ相談し検討させていただきます、こう思っております。

○委員長(山田健一君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山田健一君) 御異議ないと認めます。それでは、これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

放送法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山田健一君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

鶴岡洋君から発言を求められておりますので、これを許します。鶴岡君。

○鶴岡洋君 私は、ただいま可決されました放送法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、平成会、新緑風会、新党・護憲リベラル・市民連合及び二院クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

放送法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、放送の社会的影響の重大性を深く認識し、放送の不偏不党、真実の確保に一層努め、視聴者の人権を最大限尊重した豊かな放送文化が創造されるようにすること。

一、国民の人権を擁護するため、訂正放送等の制度の周知に努めるとともに、放送番組審議機関の機能の十分な活用を図るほか、諸外国の例を踏まえつつ、放送番組に関する苦情処理の在り方について、広く各界からの意見を聴き、放送事業者の運用面も含め検討すること。

一、社会経済情勢の変化を踏まえ、有線放送、衛星放送を含めたマルチメディア社会における放送番組の諸課題について、総合的な検討を行うこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(山田健一君) ただいま鶴岡君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山田健一君) 全会一致と認めます。よって、鶴岡君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

した。

ただいまの決議に対し、大出郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。大出郵政大臣。

○国務大臣(大出俊君) ただいま放送法の一部を改正する法律案を御可決いただき、厚く御礼を申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を進めるに当たり御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

まことにありがとうございました。

○委員長(山田健一君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山田健一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十九分散会







平成七年五月十日印刷

平成七年五月十一日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局